

令和2年第1回安城市議会臨時会

議案書

(令和2年5月1日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
承 認 第 1 号	専決処分について（安城市税条例の一部を改正する条例）	1
承 認 第 2 号	専決処分について（安城市都市計画税条例の一部を改正する条例）	5
第 4 2 号 議 案	安城市特別定額給付金給付事業特別会計設置に関する条例の制定について	9
第 4 3 号 議 案	令和 2 年度安城市一般会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 4 4 号 議 案	令和 2 年度安城市特別定額給付金給付事業特別会計予算について	別冊
第 4 5 号 議 案	工事請負契約の締結について（錦保育園中規模改修ほか主体工事）【説明書参照】	1 1
第 4 6 号 議 案	工事請負契約の変更について（安城市北部学校給食共同調理場移転建設主体工事）	1 3
第 4 7 号 議 案	工事請負契約の変更について（安城市北部学校給食共同調理場移転建設管工事）	1 5
第 4 8 号 議 案	工事請負契約の変更について（安城市北部学校給食共同調理場移転建設電気工事）	1 7
第 4 9 号 議 案	工事請負契約の変更について（安城市北部学校給食共同調理場移転建設空調工事）	1 9
報 告 第 2 号	専決処分について（交通事故による損害賠償の額の決定及び和解）	2 1
同 意 第 1 号	固定資産評価員の選任について	2 3

承認第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安城市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年5月1日提出

安城市長 神谷 学

安城市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

安城市長 神谷 学

安城市条例第17号

安城市税条例の一部を改正する条例

安城市税条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第35条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第35条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第46条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第52条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改める。

第57条の3第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第57条の4の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第88条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又

は消費等について、第90条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第90条第1項中「第88条第2項」を「第88条第3項」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を削り、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項を削り、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第19項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第20項を同条第17項とする。

附則第11条の2第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の安城市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第35条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成31年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安城市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年5月1日提出

安城市長 神谷 学

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

安城市長 神谷 学

安城市条例第18号

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例

安城市都市計画税条例（昭和44年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第5項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第6項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第7項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第8項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第9項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第10項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第16項中「第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「第20項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで若しくは第42項から第44項まで」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の安城市都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成31年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第42号議案

安城市特別定額給付金給付事業特別会計設置に関する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年5月1日提出

安城市長 神谷 学

安城市特別定額給付金給付事業特別会計設置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、安城市特別定額給付金給付事業特別会計の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 特別定額給付金給付事業に関する経理を明確にし、その円滑な運営を図るため、安城市特別定額給付金給付事業特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第3条 この会計においては、国からの補助金その他の収入をもってその歳入とし、特別定額給付金給付事業に要する支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、特別定額給付金給付事業の経理を明確にし、その円滑な運営を図る上で必要があるため。

第45号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和2年5月1日提出

安城市長 神谷 学

記

- 1 契約の目的 錦保育園中規模改修ほか主体工事
- 2 工事の場所 安城市大山町地内
- 3 契約工事の概要
 - (1) 構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建
 - (2) 内容
 - ア 園舎改修 保育室 トイレ 遊戯室ほか
 - イ 外部保全改修 外壁 屋根
 - ウ 屋内階段増築
 - エ 外構改修 門扉
- 4 契約金額 金217,800,000円
- 5 契約の相手方 安城市三河安城南町1丁目11番地10
植村産業株式会社
代表取締役 植村 真一
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。

第46号議案

工事請負契約の変更について

令和2年第1回安城市議会定例会（第34号議案）において議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和2年5月1日提出

安城市長 神谷 学

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 安城市北部学校給食共同調理場移転建設主体工事 |
| 2 工事の場所 | 安城市新田町地内 |
| 3 契約金額 | 変更前金額 金1,306,800,000円
変更後金額 金1,309,704,000円
増 額 金2,904,000円 |
| 4 契約の相手方 | 安城市池浦町池西108番地
株式会社クサカ
代表取締役 日下 成人 |

－提案理由－

この案を提出したのは、令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価に基づく契約となるよう、契約金額を変更する必要があるため。

第47号議案

工事請負契約の変更について

令和2年第1回安城市議会定例会（第35号議案）において議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和2年5月1日提出

安城市長 神谷 学

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 安城市北部学校給食共同調理場移転建設管工事 |
| 2 工事の場所 | 安城市新田町地内 |
| 3 契約金額 | 変更前金額 金459,419,400円
変更後金額 金461,894,400円
増 額 金2,475,000円 |
| 4 契約の相手方 | 刈谷市野田町馬池3番地18
中央プランテック株式会社
代表取締役 水野 泰一 |

－提案理由－

この案を提出したのは、令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価に基づく契約となるよう、契約金額を変更する必要があるため。

第48号議案

工事請負契約の変更について

令和2年第1回安城市議会定例会（第36号議案）において議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和2年5月1日提出

安城市長 神谷 学

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 安城市北部学校給食共同調理場移転建設電気工事 |
| 2 工事の場所 | 安城市新田町地内 |
| 3 契約金額 | 変更前金額 金434,500,000円
変更後金額 金436,781,400円
増 額 金2,281,400円 |
| 4 契約の相手方 | 安城市井杭山町一本木5番地10
碧海電気株式会社
代表取締役 深堀 佐和良 |

－提案理由－

この案を提出したのは、令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価に基づく契約となるよう、契約金額を変更する必要があるため。

第49号議案

工事請負契約の変更について

令和2年第1回安城市議会定例会（第37号議案）において議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和2年5月1日提出

安城市長 神 谷 学

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 安城市北部学校給食共同調理場移転建設空調工事 |
| 2 工事の場所 | 安城市新田町地内 |
| 3 契約金額 | 変更前金額 金306,504,000円
変更後金額 金308,583,000円
増 額 金2,079,000円 |
| 4 契約の相手方 | 安城市今本町8丁目9番地12
三神設備株式会社
代表取締役 神 谷 順 二 |

－提案理由－

この案を提出したのは、令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価に基づく契約となるよう、契約金額を変更する必要があるため。

報告第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月1日提出

安城市長 神谷 学

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本市の職員が起こした交通事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 損害賠償額 | 金 55,000 円 |
| 2 事故内容 | |
| (1) 発生日時 | 令和2年1月30日 午後2時30分頃 |
| (2) 発生場所 | 安城市美園町地内 |
| (3) 経 過 | 上記地内の集合住宅駐車場において、ごみ収集作業を終え道路に出ようとした公用車が、相手方の所有する車両止めに接触したもの |
| 3 相手方の損害の程度 | 車両止めの損傷 |
| 4 過失割合 | 安城市100パーセント 相手方0パーセント |

令和2年3月31日専決

安城市長 神 谷 学

同意第1号

固定資産評価員の選任について

令和2年4月30日をもって固定資産評価員藤倉正生が辞職したので、後任として次の者を選任したい。

上記地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和2年5月1日提出

安城市長 神谷 学

記

安城市 町 番地
久野 晃 広
昭和 年 月 日生